

北海道農村地域産業導入基本計画（変更素案）についての意見募集結果

令和5年（2023年）4月21日

北海道農村地域産業導入基本計画（変更素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人、1団体から、延べ4件のご意見が寄せられました。ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
農地の確保や農村地域の土地・水など環境を守ることは重要である。 基本計画の変更にあたっては、産業導入地区の設定に際し、農地の確保に十分留意すること。また、産業の導入に際し、環境保全への配慮を行うこと。	基本計画の第2の1の(4)及び第2の4において、土地利用調整の仕組みを定めており、農地の確保を適切に行ってまいります。 また、第2の1の(3)において、「導入すべき産業の業種の選定の考え方」として環境保全に配慮することを定めており、周辺地域の環境保全に留意してまいります。 B
道が考え方を示して、具体の業種は市町村が決めるとした今回の計画フレームに賛成する。	今回の基本計画の変更は、ご意見のとおり、道が示した導入すべき産業の業種の考え方に沿って、市町村が業種を選定するものです。 B
図表が入っており他県の計画より見やすいが、更に図表を増やすことができないか。	計画内容をより理解していただくため、本文は変えていませんが、2か所に図表を追加しました。 A
他県では前書きがない計画もある。十数ページに及ぶ長い計画なので前書きを削除した方がよいのではないか。	前書きである「第1 計画策定の基本的な考え方」には、計画の内容を理解していただく上で参考となる事項（趣旨や現状等）を記載しており、前書きは計画の一部として必要なものであると考えています。 C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

農政部農業経営課（農業支援係）

電話011-231-4111

内線27-254